

ハラスメント防止に向けて

～「無意識の偏見」と SOGI ハラスメント～

職場のハラスメント対策の強化を柱とした女性活躍・ハラスメント規制法が 2019 年 5 月 29 日に成立しました。セクハラ、マタハラに加え、パワハラにおいても法律による防止対策の義務化により、職場でのより働きやすい環境づくりが求められています。4 月からダイバーシティ推進本部に名称を変更したのを機に、個人を尊重し、学びやすく、働きやすい職場環境づくりのために、講演会 (FD・SD 研修) を企画しました。多くの方にご参加をいただきますようお願いいたします。

日 時 2020 年 10 月 29 日 (木) 14:40~16:10

場 所 オンライン講演会

*学外の方は事前にお申し込みが必要です。後日講演会 URL をご案内します。

講 師 三成美保 奈良女子大学 副学長・教授

講師紹介



大阪大学大学院法学研究科博士後期課程修了、博士（法学・大阪大学）
1995 年 摂南大学法学部専任講師
1997 年 同 助教授
2004 年 同 教授
2012 年 国立大学法人奈良女子大学教授（研究院生活環境科学系）
2016 年 同 副学長（ハラスメント防止・学生特別支援担当）
2017 年 日本学術会議副会長

講演概要

ハラスメントは、深刻な人権侵害である。セクシュアル・ハラスメントが流行語大賞に選ばれたのは 1989 年。それから 30 年たった 2019 年、国内ではパワハラ防止法が成立し (2020 年 6 月から施行)、国際的には ILO 総会でハラスメント禁止条約が成立した。パワハラ防止法には、SOGI ハラスメント（性的指向や性自認に関するハラスメント）やアウティング（暴露行為）の防止が盛り込まれている。ハラスメントを深刻にするのは、加害者と被害者の認識の「ズレ」である。「ズレ」の根底には、「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」がある。とりわけ、LGBT は「無意識の偏見」にさらされやすい。本講演では、「無意識の偏見」と SOGI ハラに焦点をあて、ハラスメント防止の課題を論じたい。

申し込み・問い合わせ：豊橋技術科学大学ダイバーシティ推進本部事務担当 総務課職員係

TEL 0532-44-6502 E メール syokuin@office.tut.ac.jp